

宮城大学特別聴講生に関する規程

平成21年4月1日

規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学則第47条及び宮城大学大学院学則第42条の規定に基づき、特別聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 特別聴講生の入学の時期は、学群又は研究科の教授会が別に定めるものとする。

(入学の出願)

第3条 特別聴講生の出願に関する申請書類、提出期限等については別に定める。

(入学の選考)

第4条 特別聴講生の選考は、原則として志願対象学群及び研究科における在籍学生数の状況を勘案し、教育研究上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

2 前項の選考は、出願者が属する大学院、大学又は短期大学等との協議又は協定に基づき行うものとし、必要に応じて面接、その他学群及び研究科において適切と認める方法を加えることができるものとする。

(履修科目)

第5条 特別聴講生が宮城大学（以下「本学」という。）及び本学大学院で履修することのできる科目は、学生の教育、研究に支障のない範囲において、定めるものとする。

(在学期間)

第6条 特別聴講生の在学期間は1年以内とする。

(単位の認定)

第7条 特別聴講生として履修した授業科目について、単位の認定を受けようとするときは、当該授業科目の試験を受け、合格しなければならない。

(単位取得)

第8条 単位を取得した者には、単位修得証明書を与えることができる。

(授業料)

第9条 特別聴講生は、宮城大学学生納付金規程第2条の定めるところにより授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、実験及び実習に関する経費は別に定めるものとし、特別聴講生の負担とする。

2 特別聴講生が、宮城大学学生納付金の減免等に関する規程第2条及び第3条に該当する場合は、授業料の全部又は一部を徴収しない。

(準用)

第10条 本学又は本学大学院の学生に関する諸規程は、特別聴講生に準用する。

第2編教育 特別聴講生に関する規程

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 この規程の施行日の前日において既に本学に在籍している特別聴講生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日以後に当該学部に入學したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。